

熊谷市：市街化調整区域における系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いフロー

都市計画法・建築基準法上の基本判定と開発許可申請のガイド（事業者向け）

本資料は、国からの技術的助言（令和7年4月8日付け国都計第7号等）に基づき、熊谷市の市街化調整区域内に「系統用蓄電池」を設置する際の手続きの流れをフロー化したものです。

※市街化区域での設置の場合は、別途ご相談ください。

【STEP 1】 建築基準法・関係法令上の区分判定

① 建築物の該当の有無

「蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（技術的助言）」（平成25年）の要件等に基づき、建築物として扱うもの。

② 第一種特定工作物の該当の有無

建築物ではないが、電解液の数量が危険物の規制に関する政令の指定数量を超えるもの。

【判定基準】 第二石油類の場合

- ・非水溶性液体：5,000L以上
- ・水溶性液体：10,000L以上

③ ①、②に該当しない

左記①、②のいずれにも該当しないコンテナ等。
（都市計画法施行令第1条第1項第3号により、特定工作物から除外されるもの）

↓↓ 各区分の「電気事業法上の位置づけ」を確認 ↓↓

【STEP 2】 電気事業法に応じた都市計画法上の手続き判定

電気事業法上の区分	① 建築物	② 第一種特定工作物	③ 該当しない
A. 公益上必要な事業用として計画 （一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業、発電事業用）	許可不要 (都計法第29条1項3号) (政令第21条14項)	許可不要 (政令第1条1項3号)	許可不要
B. その他の事業用として計画 （小売電気事業、特定卸供給事業） ※電気事業法に該当しないもの	開発許可必要 (調整区域の審査基準なし)	開発許可必要 (調整区域の審査基準なし)	許可不要

⚠ 実務上の重要留意事項

- ・事前相談の注意点：表内の「**開発許可必要**」に該当するものは、現在本市における市街化調整区域における一律の審査基準がありません。
- ・危険物数量の算出：危険物（危険物の規制に関する政令別表第3の類別欄に掲げる類）が指定数量を超えるか否かで「第一種特定工作物」に該当するかの判定が変わります。メーカーなどの仕様書等を確認し、算出してください。
- ・一体開発等の制限：蓄電池で用いる電解液の数量が指定数量を超えない場合でも、その周辺で複数箇所の蓄電池設置計画を有し、その計画上、隣地、近接地と認められる場合は、一体開発とみなされ、その場合、電解液の合計数量により判断される場合があります。

※本資料は、令和8年7月現在、国の技術的助言、その他各法令をもとに、熊谷市の開発審査資料として作成したものです。

問合せ先
熊谷市中曽根654-1 熊谷市大里行政センター
熊谷市都市整備部開発審査課
TEL 0493-39-4817 FAX 0493-39-5603